

草津市公報

発行日 令和3年9月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 15 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則

草津市医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課）……………2
 草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課）……………2
 草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（介護保険課）……………2
 草津市立まちづくりセンター条例施行規則を廃止する規則（まちづくり協働課）……………6
 草津市立サンサンホール条例施行規則を廃止する規則（総務課）……………6
 草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則（子ども家庭課）……………6

◎ 訓 令

草津市公用マイクロバス使用規程の一部を改正する訓令（総務課）……………7

◎ 告 示

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定辞退について（生活支援課）……………9
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定辞退について（生活支援課）……………9
 草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付要綱（子ども家庭課）……………9
 介護保険法第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）……………11
 公示送達について（税務課）……………12
 介護保険法第42条の2第1項および第54条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（介護保険課）……………13
 草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱（保険年金課）……………13
 草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱（保険年金課）……………14
 草津市議会臨時会の招集について（総務課）……………14
 公示送達について（納税課）……………14
 草津市民スポーツ大賞表彰要綱の一部を改正する要綱（スポーツ大会推進室）……………15
 草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱（児童生徒支援課）……………16
 地縁による団体の告示内容の変更について（まちづくり協働課）……………20
 公示送達について（税務課）……………20

◎ 公 告

草津市立社会体育施設等指定管理者の募集について（スポーツ保健課等）……………21
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………21
 農用地利用集積計画について（農林水産課）……………22

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）22
草津市教育委員会臨時会の招集について（教育総務課）22

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について22

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の取消について（上下水道総務課）23

規 則

草津市医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第56号

草津市医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則

草津市医療費特別助成条例施行規則（昭和53年草津市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第46条第4項に規定する額」の右に「に10万円を加算した額」を加える。

第5条中「旧国年政令」を「国民年金法施行令等」の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）」に改める。

第12条中「（別記様式第5号）」を削り、「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改める。

別記様式第1号その1から別記様式第1号その4までの規定中「または組合員証に必ずこの券を添えて提出」を「等を提示し被保険者等であることの確認を受ける際に、必ずこの券を添えて提示」に改める。

別記様式第5号を削り、別記様式第6号を別記様式第5号とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、令和3年8月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市医療費特別助成条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

（令和3年7月27日揭示済み）

草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第57号

草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則

草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則（昭和58年草津市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条中「（別記様式第5号）」を削り、「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改める。

別記様式第1号中「自己負担金」を「自己負担相当分」に、「または組合員証に必ずこの券を添えて提出」を「等を提示し被保険者等であることの確認を受ける際に、必ずこの券を添えて提示」に改める。

別記様式第5号を削り、別記様式第6号を別記様式第5号とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

（令和3年7月27日揭示済み）

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第58号

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市介護保険条例施行規則（平成12年草津市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式第17号を次のように改める。

様式第17号(第20条関係)

居宅サービス等計画作成依頼(変更)届出書

<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">区 分</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">新規・変更</td></tr> </table>		区 分	新規・変更
区 分			
新規・変更			
被保険者氏名	被保険者番号		
フリガナ			
	個人番号		
生年月日	年 月 日		
住所			
電話番号			
居宅サービス等計画の作成を依頼(変更等)する事業者			
事業者の事業所名	事業者の所在地 〒		
	電話番号		
事業所を変更する場合の事由等	※事業所を変更等する場合のみ記入してください。		
変更等年月日 (年 月 日付)			
草津市長 宛 上記の居宅介護支援事業者等に居宅サービス計画の作成を依頼することを届出します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 年 月 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 届出者 住所 電話番号 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 氏 名 </div>			
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者等事業所番号		

(注意) 1 この届出書は、要介護認定等の申請時に、もしくは、居宅サービス等計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに草津市へ提出してください。

2 居宅サービス等計画の作成を依頼する事業所を変更等するときは、変更等年月日を記入のうえ、必ず草津市に届け出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

別記様式第25号を次のように改める。

様式第25号(第28条第1項関係)

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

草津市長 宛

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ		被保険者番号																		
被保険者氏名		個人番号																		
生年月日	年	月	日	性別																
住所	連絡先																			
入所(院)した介護保険施設の所在地および名称(※)	連絡先																			
入所(院)年月日(※)	年	月	日	(※)介護保険施設に入所(院)していない場合およびショートステイを利用している場合は、記入不要です。																

配偶者の有無	有	無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。																	
配偶者に関する事項	フリガナ																			
	氏名																			
	生年月日	年	月	日	個人番号															
	住所	連絡先																		
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)																			
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税																			

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者																	
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。(受給している年金に○してください) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。																	
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。(受給している年金に○してください)																	
	<input type="checkbox"/>	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。(受給している年金に○してください)																	
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円(夫婦2000万円)、③の方は650万円(夫婦1650万円)、④の方は550万円(夫婦1550万円)、⑤の方は500万円(夫婦1500万円)以下です。 ※第2号被保険者の場合、③~⑤の方は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり																	
	預貯金額	円	有価証券(評価概算額)	円	その他(現金・負債を含む)	()※	円	※内容を記入してください											

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するかまたは別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同意書

草津市長 宛

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者または銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私および私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況および保有する預貯金ならびに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、草津市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私および私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

<配偶者>

住所

氏名

市記入欄(これより下の欄は記入しないでください。)

該当区分			交付年月日		
1	<input type="checkbox"/> 老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税者 <input type="checkbox"/> 被保護者 <input type="checkbox"/> 負担額が第1段階であれば被保護者とならない者	1段階	年 月 日		
			適用年月日		
2	<input type="checkbox"/> 住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円以下の者 <input type="checkbox"/> 負担額が第2段階であれば被保護者とならない者	2段階	年 月 日から		
			年 月 日まで		
3	<input type="checkbox"/> 住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下の者 <input type="checkbox"/> 負担額が第3段階①であれば被保護者とならない者	3段階 ①	備考		
4	<input type="checkbox"/> 住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が120万円を超える者	3段階 ②			
5	<input type="checkbox"/> 上記に該当しない者	4段階	課長	係長	担当

別記様式第26号を次のように改める。

様式第26号(第28条第2項関係)

様

滋賀県草津市長

介護保険負担限度額認定 決定通知書

先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名																																																					
被保険者番号																																																					
決定年月日																																																					
決定事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(承認内容)</th> <th>負担限度額</th> <th>(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">承認する</td> <td>適用年月日</td> <td>食費</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有効期限</td> <td>(介護予防) 居宅介護(介護)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他のサービス</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>居住費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ユニット型個室)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ユニット型個室的多床室)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(従来型個室) 特養等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>老健・複合等</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(多床室)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">承認しない</td> <td colspan="10">理由</td> </tr> </tbody> </table>												(承認内容)	負担限度額	(日額)	承認する	適用年月日	食費		有効期限	(介護予防) 居宅介護(介護)	円	その他のサービス	円		居住費			(ユニット型個室)	円		(ユニット型個室的多床室)	円		(従来型個室) 特養等	円		老健・複合等	円		(多床室)	円	承認しない	理由									
	(承認内容)	負担限度額	(日額)																																																		
承認する	適用年月日	食費																																																			
	有効期限	(介護予防) 居宅介護(介護)	円																																																		
		その他のサービス	円																																																		
		居住費																																																			
		(ユニット型個室)	円																																																		
		(ユニット型個室的多床室)	円																																																		
		(従来型個室) 特養等	円																																																		
	老健・複合等	円																																																			
	(多床室)	円																																																			
承認しない	理由																																																				

問い合わせ先

審査請求

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県介護保険審査会に対して介護保険法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先 滋賀県庁内 滋賀県介護保険審査会
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL:() -

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年8月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の草津市介護保険条例施行規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年7月30日掲示済み)

草津市立まちづくりセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第59号

草津市立まちづくりセンター条例施行規則を廃止する規則

草津市立まちづくりセンター条例施行規則(平成14年草津市規則第20号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布日から施行する。

(令和3年8月10日掲示済み)

草津市立サンサンホール条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第60号

草津市立サンサンホール条例施行規則を廃止する規則

草津市立サンサンホール条例施行規則(平成4年草津市規則第25号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年8月10日掲示済み)

草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第61号

草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則

草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則（平成25年草津市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第3号を削り、同条第8項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第4項第3号を削り、同項第4号中「（受給希望者または受給希望者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者およびその者の子の戸籍謄本ならびに当該寡婦等のみなし適用対象者およびその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の所得の額とする。）を証明する書類等の当該事実を明らかにする書類）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第7項第3号を削り、同項第4号中「（受給希望者または受給希望者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者およびその者の子の戸籍謄本ならびに当該寡婦等のみなし適用対象者およびその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の所得の額とする。）を証明する書類等の当該事実を明らかにする書類）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「ただし、受給希望者または受給希望者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者である場合にあっては、当該寡婦等のみなし適用対象者およびその者の子の戸籍謄本ならびに当該寡婦等のみなし適用対象者およびその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の所得の額とする。）を証明する書類等の当該事実を明らかにする書類）」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別記様式第9号中「印」を削る。

別記様式第12号中「印」および

上記に記載した者のうち、	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3
婚姻(※)によらないで母または父となったもので、現に婚姻(※)していないものがある場合、該当する番号にシ点をしてください。	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	
(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻。			

「印」を削る。

別記様式第15号および別記様式第16号中「印」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式の経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年8月10日揭示済み)

訓 令

草津市公用マイクロバス使用規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年8月13日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第15号

草津市公用マイクロバス使用規程の一部を改正する訓令

草津市公用マイクロバス使用規程（昭和59年草津市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第1号 (第3条関係)

※地図・その他参考となる資料を必ず添付すること。

草津市公用マイクロバス (人乗り) 使用申請書兼許可書				
使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで			
使用目的				
使用団体等				
事業の主旨				
事業分類	市主催 ・ 市共催 (いずれかに○を付けること。)			
乗車人数	人	運転者名	乗車責任者氏名	
行先および経路	出発			
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> (時 分)	距 離 (km)	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> (時 分)	
行先および経路	帰着			
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> (時 分)	距 離 (km)	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> (時 分)	
注意事項	1. 車内で飲食したり、騒いだりしないこと。 2. 必ずシートベルトを着用すること。(シートベルトがない席を除く。) 3. 必ず運行経路に従って運行すること。 4. 必ず乗車責任者を添乗させること。 5. 運行中みだりに席を立ったり、運転手に話しかけないように注意すること。			
注意事項を遵守しますので、上記のとおり配車願います。 年 月 日 総務課長 様 (所属長) 申込者 (公印省略)			所属長 係長 係員	
総務課使用欄	上記のとおり配車できます。 上記のとおり配車できません。 年 月 日 総務課長			所属長 係長 係員
	配車できない理由および連絡事項			P C 入力 未・済

別記様式第2号中「㊦」を削る。

付 則

(施行期日)

- この訓令は、令和3年8月13日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この訓令の施行の際現にある改正前の草津市公用マイクロバス使用規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年8月13日揭示済み)

告 示

草津市告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第51条第1項の規定に基づく指定の辞退があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和3年7月19日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	辞退年月日
由良クリニック 眼科分院	草津市新浜町300番地 イオンモール草津一階	令和3年 7月31日

(令和3年7月19日揭示済み)

草津市告示第244号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものの

うち、次のものから指定の辞退があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和3年7月19日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	辞退年月日
由良クリニック 眼科分院	草津市新浜町300番地 イオンモール草津一階	令和3年 7月31日

(令和3年7月19日揭示済み)

草津市告示第245号

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和3年7月20日

草津市長 橋 川 渉

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費の取決めを行うひとり親（配偶者のいない者で現に20歳までの児童を扶養している者。以下同じ。）に対し、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費について、予算の範囲内において草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。
- 公正証書等 公正証書（民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第5号に定める執行証書に限る。）、確定判決、調停調書等養育費支払いの取

決めを記載した公文書をいう。

- (3) 市税 市民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、草津市に居住し、交付申請時において、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めを行うひとり親
- (2) 養育費の取決めにかかる経費を負担した者
- (3) 養育費の取決めにかかる債務名義を有している者
- (4) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (5) 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていない者
- (6) 市税の滞納がない者

(補助対象経費および補助金の額)

第4条 補助対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料または家庭裁判所の調停申立てもしくはは裁判に要する収入印紙代および戸籍謄本等の添付書類の取得手数料とする。

- 2 補助金の額は、1対象者当たり3万円を限度とする。

(交付申請書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書等を作成した日から6月以内に草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する公簿等によって確認できる場合は、省略することができる。

- (1) 申請者および対象児童の戸籍謄本または抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。）
- (4) 前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の市税の滞納がないことの証明書の写し
- (5) 補助対象となる経費の領収書等の写し
- (6) 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め

るもの

- 2 市長は、前項の書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第6条に規定する通知（以下「決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、決定通知により、規則第14条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

(補助金の請求および交付)

第6条 申請者は、決定通知を受け取った場合は、速やかに規則第16条第1項の請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けた場合においては、決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条による決定の取消しをした場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて申請者から補助金の返還を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行し、令和3年4月1日以後に作成された公正証書等に係る第4条第1項に規定する対象経費について適用する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付申請書

草津市長 宛

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金の交付を受けたいので、草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付にあたり必要な事項の確認のための公簿等の閲覧に同意します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

_____ 円

2 添付資料

該当する資料に レ点を記入	<input type="checkbox"/>	申請者および対象児童の戸籍謄本または抄本
	<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票の写し
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当受給者に限る。)
	<input type="checkbox"/>	前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の市税の 滞納がないことの証明書の写し
	<input type="checkbox"/>	補助対象となる経費の領収書等の写し
	<input type="checkbox"/>	養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る。)の写し
	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認めるもの (_____)
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 組合・農協
	支店名	本店・支店・出張所
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

(令和3年7月20日揭示済み)

草津市告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第78条の11第2号および第115条の20第2号の規定に基づき告示する。

令和3年7月21日

草津市長 橋川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
藤本クリニック クデイサービスセンター	滋賀県守山市梅田町2番1-303号	医療法人 藤本クリニック 滋賀県守山市梅田町2番1-303号	理事長 藤本 直規 滋賀県守山市阿村町213番地1	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和3年7月31日	2510700988

(令和3年7月21日掲示済み)

草津市告示第247号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月26日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- 令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書 8件
- 令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書 1件
- 平成31年度市県民税税額変更（決定）通知書 1件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年8月2日に送達があったものとみなす。

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	田川 良平	滋賀県草津市川原三丁目	1番35-201号	ジャンポールI
2	IRFAN SAMSURI	滋賀県草津市青地町	213番地1-508	ディアコート青地II
3	松口 航貴	滋賀県草津市野村七丁目	16番6-302号	アネックスY
4	WRIGHT SARAH KATELYN	滋賀県草津市橋岡町	27番地1-506	ベルエボック
5	佐藤 孝之	滋賀県草津市野路東五丁目	25番22-306号	マリーベルハイツA棟
6	MUHAMMAD HAZIZI	インドネシア		
7	HAKKI MAULANA	インドネシア		
8	AHMAD FAIZ ARIF	インドネシア		

令和2年度市県民税税額変更(決定)通知書

連番	氏名	住所	
1	酒匂 勝好	滋賀県草津市山寺町	1166番地

平成31年度市県民税税額変更(決定)通知書

連番	氏名	住所	
1	NGUYEN TAT DUC	ベトナム	

(令和3年7月26日揭示済み)

草津市告示第248号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項および第54条の2第1項本文の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号および同法第115条の20第1号の規定に基づき告示する。

令和3年7月27日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
藤本クリニックデイサービスセンター	滋賀県守山市梅田町2番1-302号	医療法人 藤本クリニック 滋賀県守山市梅田町2番1-204号	理事長 藤本 直規 滋賀県守山市阿村町213番地1	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和3年8月1日	2590700221

(令和3年7月27日揭示済み)

草津市告示第249号

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年7月28日

草津市長 橋川 渉

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(昭

和58年草津市告示第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「措置令」という。)第46条第4項に規定する額」の右に「に10万円を加算した額」を加える。

別記様式第2号中「・健康手帳等にこの券を添えて提出」を「等を提示し被保険者等であることの確認を受ける際に、必ずこの券を添えて提示」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月28日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和3年8月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和3年7月28日揭示済み)

草津市告示第250号

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年7月29日

草津市長 橋川 渉

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱(平成17年草津市告示第144号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号その1中「または組合員証に必ずこの券を添えて提出」を「等を提示し被保険者等であることの確認を受ける際に、必ずこの券を添えて提示」に改める。

別記様式第3号その2中「・健康手帳等にこの券を添えて提出」を「等を提示し被保険者等であることの確認を受ける際に、必ずこの券を添えて提示」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和3年7月29日揭示済み)

草津市告示第251号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年7月30日

草津市長 橋川 渉

1 期 日 令和3年8月5日

2 場 所 草津市議会議場

3 付議事件

契約の締結につき議決を求めることについて

(令和3年7月30日揭示済み)

草津市告示第252号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月30日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 1件
 - (2) 軽自動車税(種別割)督促状 18件
 - (3) 国民健康保険税督促状 1件
 - (4) 差押調書(謄本) 1件
 - (5) 配当計算書(謄本) 2件
- 計23件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年8月6日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 市・県民税, 自動車税(種別別), 国民健康保険料. Lists various individuals and companies with their addresses and tax information.

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Entry 1: DINH THI DONG PHUONG, 草津市野路東四丁目13番5-103号, Ange, 発番 令和3年 6月30日 草納発第989号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Entries 1 and 2 listing individuals and their addresses in 草津市山寺町.

(令和3年7月30日揭示済み)

草津市告示第253号

草津市民スポーツ大賞表彰要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年8月4日

草津市長 橋 川 渉

草津市民スポーツ大賞表彰要綱の一部を改正する要綱

草津市民スポーツ大賞表彰要綱(平成16年草津市告示第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「団体の選手」の右に「(以下「選手」という。)」を、「スポーツ振興を図るため」の右に「草津市民スポーツ大賞(以下「大賞」という。)」を加える。

第2条を次のとおり改める。

(大賞の設定)

第2条 前条の目的を達成するために次の賞を設ける。

(1) 大賞「最高栄誉賞」

ア オリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会において優勝した選手に贈るもの

イ スポーツにおいて、日本初となる偉業を達成するなど特に顕著な功績に対し、市長が特に表彰する必要があると認める選手に贈るもの

(2) 大賞「栄誉賞」

ア オリンピック競技大会またはパラリンピック競技大会においてメダルを獲得した選手に贈るもの(前号に該当する場合を除く。)

(3) 大賞

ア 次に掲げる大会において入賞した選手に贈るもの(第1号および第2号に該当する場合を除く。)

(ア) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会 8位入賞

(イ) 世界選手権大会 3位入賞

(ウ) アジア競技大会 3位入賞

(エ) 国民体育大会、全国障害者スポーツ大会 優勝

イ プロスポーツの大会等において、顕著な成績を収め、市民に大きな感動を与えた選手に贈るもの

ウ アに定める大会と同等以上の大会において同様の成績を収めた場合で、市長が特に表彰する必要があると認める選手に贈るもの

2 表彰は、表彰状および次に定める副賞を授与して行う。

(1) 団体 100,000円

(2) 個人 30,000円

(3) 記念品（大賞「最高榮譽賞」および大賞「榮譽賞」のみ）

3 大賞は、同一の個人または団体に対し、1年度につき1回に限るものとする。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

付 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

(令和3年8月4日揭示済み)

草津市告示第254号

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和3年8月5日

草津市長 橋 川 渉

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、市が認定するフリースクールを利用する場合の費用に対する支援を行うことで、不登校児童生徒の通いの場を確保することを目的として、不登校児童生徒がフリースクールを利用するために要する経費に対し、予算の範囲内において草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童および学齢生徒のうち、草津市立小学校または中学校に在籍し、かつ、草津市に住所を有する者をいう。

(2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定す

る者をいう。

(3) フリースクール 第12条の規定により市長が認定した施設（以下「認定施設」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者で、次に掲げる各号の規定をすべて満たす者とする。

(1) 申請のあった日の前1年以内におおむね30日以上、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない児童生徒の保護者

(2) 認定施設に、原則週1回以上通所する児童生徒の保護者

(3) 認定施設での児童生徒の様子等に関する情報について、認定施設が在籍学校に情報提供することを承諾する保護者

(4) その他対象経費の補助を別の団体等から受けていない者

(5) 市税の滞納がない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額および支給時期は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の金額が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、原則として施設の利用開始までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助金を交付するか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、児童生徒の在籍学校の学校長の意見を聴取することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付するものと決定したときは、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第7条 補助金は、認定施設の設置者の代理受領により交付するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者は、月ごとの補助対象経費について当該月の翌月の10日までに、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金認定施設利用状況報告書兼請求書（別記様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 当該月の補助対象経費の金額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の実績報告）

第8条 補助金の交付を受けた者は、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金実績報告書（別記様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、補助金交付年度の翌年度の4月10日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象経費が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金額の確定通知書（別記様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第10条 市長は、補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたときまたは受けたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助対象経費について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたと認められるときは、補助金の交付を取り消し、または交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

（認定施設の基準）

第12条 市長が認定する施設は、民間団体が経営し、かつ、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 利用している児童生徒の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導や学習支援に関する取組を原則として学校の課業時間内に提供することができる施設

(2) 市長または学校長の要請により、必要な情報を提供するなど、市および在籍学校と連携することができる施設

(3) 利用する児童生徒および保護者に対して、社会的自立に向けた相談業務を提供することができる施設

(4) 業務上知り得た児童生徒および保護者の個人情報について、他の目的に使用しない施設
（施設への情報提供）

第13条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、申請者の児童生徒が利用する施設に対し、申請があった旨の情報提供を行うものとする。

（認定申請）

第14条 認定施設として認定を受けようとする者は、草津市不登校児童生徒支援施設認定申請書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の紹介パンフレット等の概要資料
- (2) 利用者との契約約款等契約条項が分かるもの
- (3) 施設の指導者または相談員の名簿およびその職員が有する資格を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（施設の認定）

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、施設を認定すべきと認めるときは、認定を行い、草津市不登校児童生徒支援施設認定通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
（準備行為）

2 市長は、この要綱の施行日前においても、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金における交付申請と、施設の認定に関し必要な手続きを行うことができる。

別表（第4条関係）

補助対象者	補助金の額(小数点以下は、これを切り捨てる。)		交付時期
	補助対象経費	補助率	
生活保護の受給者	児童生徒が施設を利用するにあたり保護者が負担する授業料(1月あたりの限度額は、児童生徒1人あたり40,000円)	1/1	原則当該月の翌月末日まで
就学援助の受給者		3/4	
上記以外の者		1/2	

別記

様式第1号（第5条第1項関係）
保護者一市

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所
名 前
電話番号

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書

年度において、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金 円を交付されるよう、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

(フリガナ)	
児童生徒名	
学 校 学 年	学校 第 学年 組
利用施設名	
当該施設を選んだ理由	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (週 日)
補助対象経費	円 (授業料 円/月)
補助対象者区分 ※該当する□にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 生活保護の受給者 <input type="checkbox"/> 就学援助の受給者 <input type="checkbox"/> 上記以外の者

○承諾書（必須）

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付資格の認定に伴い、私の市役の納付状況、生活保護および就学援助の受給状況の確認をするために、関係機関（草津市のろ）への照会を行うとともに、補助対象者区分等の情報を施設に提供することを承諾します。

年 月 日
保護者名

生年月日 年 月 日

様式第2号（第6条第2項関係）
市→保護者

第 号
年 月 日

草津市長

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助基本額 金 円

補助金額 金 円

様式第3号（第7条第2項関係）
保護者→市

年 月 日

草津市長 宛

請求者 住 所
名 前
電話番号

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金認定施設利用状況報告書
兼請求書（ 月分）

年 月 日付け第 号で交付の決定があった 年度草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金（ 月分）について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり認定施設の利用状況を報告するとともに、補助金の交付を請求します。なお、当該補助金については、に代理受領を委任しますので、受任者の口座に振り込みいただきますようお願いいたします。

記

1. 利用状況

(フリガナ)	
児童生徒名	
利用施設名	
() 月出席日	(全 回)
補助対象経費	円 (授業料 円/月)

2. 補助金請求額 円

3. 補助金振込先（代理受領受任者）

銀行	支店
農協	出張所
信用金庫	
信用組合	
普通・当座 口座番号	口座名義人

※前回の請求から振込先に変更がない場合は記入不要です。

様式第4号(第8条関係)

保護者→市

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所
名 前
電話番号

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付の決定があった 年度草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

(フリガナ)	
児童生徒名	
利用施設名	
年間利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (週 日)
補助対象経費	円 (授業料 円/月)
実績額	円 (授業料 円/月)

様式第5号(第9条関係)

市→保護者

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金の額を確定しましたので通知します。

記

補助基本額	金	円
交付決定額	金	円
確定額	金	円

様式第6号(第14条関係)

施設→市

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所
施 設 名
代表者名
電話番号

草津市不登校児童生徒支援施設認定申請書

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、認定施設として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 宣誓書

- 当施設は、利用している児童生徒の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導や学習支援に関する取組を原則として学校の授業時間内に提供することを宣誓します。
- 当施設は、市長または学校長の要請により、必要な情報を提供するなど、市および在籍学校と連携することを宣誓します。
- 当施設は、利用する児童生徒および保護者に対して、社会的自立に向けた相談業務を提供します。
- 当施設は、業務上知り得た児童生徒および保護者の個人情報については、他の目的に使用しないことを宣誓します。

2 添付書類

- (1) 施設の紹介パンフレット等の概要資料
- (2) 利用者との契約約款等契約条項が分かるもの
- (3) 施設の指導者または相談員の名簿およびその職員が有する資格を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第15条関係)

市→施設

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市不登校児童生徒支援施設認定通知書

年 月 日付けで申請のありました草津市不登校児童生徒支援施設の認定について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第15条の規定により認定しましたので通知します。

草津市告示第255号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可した地縁による団体について、平成26年草津市告示第156号により告示した事項に変更があったので、同条第10項後段の規定により告示する。

令和3年8月6日

草津市長 橋川 渉

1 名称

下物町内会

2 変更があった事項

区域

別表1に下物町846-1を追加する。

3 変更認可年月日

令和3年7月20日

（令和3年8月6日揭示済み）

草津市告示第256号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年8月13日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度 軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年8月20日に送達があったものとみなす。

軽自動車税(種別割)当初賦課納税通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	野上 ヤスシロウ	広島県福山市高西町南83番地2	令和3	令和3
2	大森 宇宙	大阪府大阪市城東区新喜多東1丁目5番地14の702	令和3	令和3
3	村山 浩樹	滋賀県長浜市大成亥町1059番地ソフィアコート E-1号室	令和3	令和3
4	牧 康司	滋賀県草津市矢橋町118番地1紅梅 110号	令和3	令和3

(令和3年8月13日揭示済み)

公 告

公 告

草津市立社会体育施設等指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年草津市条例第2号)第3条に基づき、草津市立社会体育施設等指定管理者を募集する。

令和3年7月26日

草津市長 橋 川 渉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
 - ・草津市立社会体育施設(草津市下笠町他)
 - ・草津市都市公園(弾正公園および野村公園)(草津市下笠町他)
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
別紙「草津市立社会体育施設等指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立社会体育施設等指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 申請の方法
別紙「草津市立社会体育施設等指定管理者募集要項」のとおり
- 6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
別紙「草津市立社会体育施設等指定管理者募集要項」のとおり
- 7 その他市長が必要と認める事項
別紙「草津市立社会体育施設等指定管理者募集要項」のとおり

項」のとおり

(令和3年7月26日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年7月30日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
近江八幡市末広町118番地 白井 三佳	草津市南山田町字鬼塚647番 6	179.28㎡	R3.7.30	1551

(令和3年7月30日揭示済み)

公 告

農用地利用集積計画について
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年7月30日

草津市長 橋 川 涉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和3年7月30日から
令和3年8月30日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和3年7月30日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第18号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月2日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和3年8月23日（月） 午後1時00分
- 2 場 所 市役所6階教育委員会室

(令和3年8月2日揭示済み)

草津市教育委員会告示第19号

草津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年8月13日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和3年8月27日（金） 午後1時00分
- 2 場 所 市役所8階大会議室

(令和3年8月13日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第7号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年7月30日

草津市農業委員会

会長 石 田 隆 司

- 1 期 日 令和3年8月10日（火） 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

- 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定につき、議決を求めることについて

（令和3年7月30日揭示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第21号

草津市指定下水道工事店の取消について

下記の草津市指定下水道工事店に対する指定について、辞退により取り消したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第2号の規定により告示する。

令和3年8月2日

草津市長 橋 川 涉

指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地
1076	株式会社ア ブラサダ	梅村 定宏	野洲市永原491 番地2

（令和3年8月2日揭示済み）